

○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注											
			地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算										
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	(976単位)	× 965/1000					-277単位													
		(2) 定員31人以上40人以下	(917単位)																			
		(3) 定員41人以上50人以下	(858単位)																			
		(4) 定員51人以上60人以下	(800単位)																			
		(5) 定員61人以上70人以下	(779単位)																			
		(6) 定員71人以上80人以下	(759単位)																			
		(7) 定員81人以上	(737単位)																			
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下	(1220単位)																			
		(2) 定員21人以上30人以下	(1073単位)																			
		(3) 定員31人以上40人以下	(987単位)																			
	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	(1152単位)																			
		(2) 定員16人以上20人以下	(874単位)																			
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下	(620単位)	× 70/100																		
		(2) 定員11人以上20人以下	(453単位)																			
		(3) 定員21人以上	(364単位)																			
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	(1608単位)										× 70/100									
		(2) 定員6人	(1347単位)																			
		(3) 定員7人	(1160単位)																			
		(4) 定員8人	(1020単位)																			
		(5) 定員9人	(911単位)																			
		(6) 定員10人	(824単位)																			
		(7) 定員11人以上	(699単位)																			
	医療連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)																			
		ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)																			
事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき 35単位を加算)																				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)																				
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)																				
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 30単位を加算)																				
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 40単位を加算)																				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)																				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)																				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)																				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)																				
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)																				
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)																				
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)																				
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)																				
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)																				
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)																				
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)																				
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)																				
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)																				
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)																				
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)																				
		(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)																				
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)																				
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)																				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)																				
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)																				
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)																				
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)																				
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき 54単位を加算)																				
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき 37単位を加算)																				

イ 児童指導員等の場合 +195単位
 ロ 指導員の場合 +183単位
 イ 児童指導員等の場合 +130単位
 ロ 指導員の場合 +122単位
 イ 児童指導員等の場合 +78単位
 ロ 指導員の場合 +73単位

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く) の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×56/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×31/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十の90/100)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×10/1000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注					
	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加算(1日につき)
イ(1) 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下 (473単位)	+9単位	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の 場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (355単位)	+6単位				+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の 場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (276単位)	+4単位				+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の 場合 +73単位
イ(2) 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下 (611単位)	+12単位	×70/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の 場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (447単位)	+8単位				+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の 場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (359単位)	+6単位				+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の 場合 +73単位
ロ(1) 障害児(重症心身障害児に授業終了後に行う場合)	(一)定員5人 (1329単位)	×70/100	×95/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+410単位	イ 児童指導員等の場合 +342単位 ロ 指導員の 場合 +293単位 ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) +256単位 ニ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) +228単位 ホ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) +205単位
	(二)定員6人 (1112単位)					+342単位	
	(三)定員7人 (958単位)					+293単位	
	(四)定員8人 (842単位)					+256単位	
	(五)定員9人 (751単位)					+228単位	
	(六)定員10人 (679単位)					+205単位	
	(七)定員11人以上 (577単位)					+102単位	
ロ(2) 障害児(重症心身障害児に休業日に行う場合)	(一)定員5人 (1608単位)	×70/100	×95/100	×95/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	+410単位	イ 児童指導員等の場合 +342単位 ロ 指導員の 場合 +293単位 ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) +256単位 ニ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) +228単位 ホ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) +205単位
	(二)定員6人 (1347単位)					+342単位	
	(三)定員7人 (1160単位)					+293単位	
	(四)定員8人 (1020単位)					+256単位	
	(五)定員9人 (911単位)					+228単位	
	(六)定員10人 (824単位)					+205単位	
	(七)定員11人以上 (699単位)					+102単位	

家庭連携加算	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
(月2回を限度)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度) (1回につき 35単位を加算)

訪問支援特別加算	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
(月2回を限度)	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき 94単位を加算)

特別支援加算		
(1日につき 25単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき 54単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき 37単位を加算)

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×59/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×33/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定の90/100)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×11/100)
-----------------	---------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可